

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（平成１７年条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は <u>法第103条第４項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率</u> とし、第１回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は <u>年６パーセント</u> とし、第１回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。